

R4.3.16福島県沖を震源とする地震 被害によるボランティア支援について

今回の地震で被災した住宅の片付け、災害ゴミの運搬支援をボランティアがお手伝いします！

○ボランティアができること

一人では出来ない、住宅内の地震による破損物等の片づけ、掃除等、災害ゴミの運搬

○ボランティア活動時間

令和4年3月24日（木）～3月31日（木）

※平日、休日共に活動できます。

※活動時間は午前10時～午後3時までとなります。（活動場所によって多少時間がずれることもあります。）

○申込方法

お近くの社会福祉協議会支所へご連絡ください。
（平日8時30分～午後5時まで）

※災害ゴミの運搬には別途必要書類等がありますので、裏面をご覧ください。

○お願い

あくまでボランティア支援となりますので、専門的技術を要するもの、危険を伴う活動は出来ませんのでご了承願います。

R4.3.16福島県沖を震源とする地震 被害によるボランティア支援について

【災害ゴミの運搬について】

○申請方法は、登米市から周知されてあるとおり、「ごみ処分手数料免除申請書」 又は 「被災証明」 が必要になりますので、お近くの総合支所で被災したことが確認できる写真 をお持ちの上、搬入する品目と数量を申告して交付を受けてください。

○災害ゴミ運搬の際は、クリーンセンターで分別が必要になりますので、あらかじめ分別をしてください。

○災害ゴミの受け入れは、平日、第2日曜日で、4月28日（木）までとなっております。

【社会福祉協議会本部・支所連絡先】

迫支所	TEL0220 (22) 3537	／	登米支所	TEL0220 (52) 4889
東和支所	TEL0220 (45) 2139	／	中田支所	TEL0220 (34) 2030
豊里支所	TEL0225 (79) 1135	／	米山支所	TEL0220 (55) 2644
石越支所	TEL0228 (34) 2501	／	南方支所	TEL0220 (58) 5303
津山支所	TEL0225 (68) 2161	／	本部	TEL0220 (21) 6310